

上田市建設工事等一抜け方式取扱基準

令和5年5月1日

1 趣旨

この取扱基準は、上田市が発注する建設工事、建設コンサルタント等業務及び森林整備業務（以下「建設工事等」という。）の競争入札における一抜け方式に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この取扱基準において、一抜け方式とは、競争入札の落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）の決定に当たり、工期短縮、早期完成や受注機会の確保等を目的に、複数の建設工事等の入札において、落札者等を決定する順位をあらかじめ定めておき、先に落札者等となった者のその後の対象案件における入札を無効とすることにより、他の応札者から落札者等を決定する入札方式をいう。

3 対象案件

一抜け方式は、応札者数が十分に確保できることが予測される場合、次の要件を全て満たす建設工事等について、対象案件とすることができるものとする。

- (1) 原則として、同一日に入札公告又は指名通知（以下「公告等」という。）を行い、かつ、同一日に開札を行う案件であること。ただし、同一日に開札しない入札を含む入札であっても、当初の公告等に一部の開札を後日行う旨の記載を行う場合に限り、一抜け方式を適用できるものとする。
- (2) 工種（業種）が同一であること。
- (3) 一般競争入札の応札可能者、又は指名競争入札の被指名者が半数以上重複すること。
- (4) 実質的な工期（履行期間）が重複すること。

4 公告

一抜け方式を適用する場合は、次の事項を公告等に明示するものとする。

- (1) 一抜け方式を適用する案件であること。
- (2) 対象案件の決定順位について。
- (3) 対象案件のうち、上位の案件で落札者等になった場合は、下位の案件に対する入札を無効とすること。
- (4) 一抜け方式を適用することで、対象案件の有効入札がなくなる場合は、一抜け方式を適用しない場合があること。

5 留意事項

一抜け方式の執行に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 決定順位は、原則として設計金額の高い順に設定するものとする。
- (2) 同一日に開札しない案件は、決定順位を最下位とし、原則として他の案件より設計金額が低いものとする。

- (3) 一抜け方式を適用することで、開札時の有効入札がなくなる場合は、一抜け方式を適用せず、先に開札した案件で落札者等になった者を含め、通常の競争入札に切り替えて落札者等を決定するものとする。

附 則

この取扱基準は、令和5年5月1日から施行し、同日以降に公告等を行う建設工事等について適用する。

【入札公告等記載例】

本工事（業務）の入札は、一抜け方式により執行します。

本工事（業務）と同一の一抜け方式の対象案件は、次表のとおりです。

落札者（落札候補者）の決定は、次表の順に行い、先の案件で落札者（落札候補者）となった場合は、以後の案件に対する入札を無効とします。

ただし、一抜け方式を適用することで、開札時の有効入札がなくなる場合は、一抜け方式を適用せず、先の案件で落札者（落札候補者）になった者を含め、通常の競争入札に切り替えて執行しますので、配置可能な現場代理人（技術者）の数を超えて応札する場合は、「落札可能件数届出書」を提出してください。

決定 順位	入札番号等	工事（業務）名	工事（業務）場所
1			
2			
3			